

北栄町農業のまちづくり条例

平成 25 年 9 月 19 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、農業を北栄町(以下「町」という。)の基幹産業と位置づけ、環境の保全に配慮した農業の持続的な振興及び発展を図り、農業のまちづくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 農業のまちづくりを推進するために、次に掲げることを基本理念とする。

- (1) 消費者に新鮮で安心・安全な農産物を供給し、次世代に継承していくこと
- (2) 担い手を確保し、自然環境と調和した持続的な農業の発展を図ること
- (3) 将来にわたって、農業に夢と希望を持ち、確かな豊かさを実感すること

(役割)

第 3 条 町・農業者・町民は、関係機関と連携し、農業のまちづくりの推進に努めるものとする。

(農業振興基本計画)

第 4 条 町は、農業のまちづくりを推進するため、北栄町まちづくりビジョンを踏まえ、農業振興基本計画を策定するものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。